

研究論文

保育士に求められる子育て支援と保護者支援

大竹山 なつき*・石井 宏祐**

Childcare Support and Parental Support Required for Childcare Workers

Natsuki OTAKEYAMA and Kosuke ISHII

【要約】

少子化の進行等を背景に、子育てに関する社会的問題が深刻化している。国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に少子化対策を本格化させ、子育て支援を中心に、様々な少子化対策を講じている。その中で、保育所等は、子育て支援の拠点として重要な役割を担うこととなり、その期待は年々高まっている。一方、これらの期待に納得感をもって保育士が対応していくために、いかにして趣旨や意義を理解していくかについては、わが国の喫緊の課題といえる。そこで本研究では、子育て支援と保護者支援の担い手としての保育士の今日的位置づけを明らかにすることを目的として、わが国の子育て観の変遷と、保育所保育指針の改定の歴史を検討した。その結果、保育士による保護者支援及び子育て支援の意義として、「関係による支援」が示唆された。また、今後の課題として、具体的な方法や関係性の質、必要なスキルについての検討が見出された。

【キーワード】

保育所保育指針、子育て支援、保護者支援、保育制度

1 問題と目的

少子化の進行等を背景に、子育てに関する社会的問題が深刻化している。国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に少子化対策を本格化させ、子育て支援を中心に、様々な少子化対策を講じている。その中で、保育所等は、子育て支援の拠点として重要な役割を担うこととなり、その期待は年々高まっている。

厚生労働省は、計8回にわたり「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催し、2021（令和3）年12月20日に取りまとめを公表している。子育て支援についても、地域住民への相談・助言等をこれまで以上に積極的に取り組み「かかりつけ相談機関」として重要な役割を担っていくことの必要性が記されている。一方、この取りまとめには、保育の現場で働く

職員が納得感をもって地域支援に取り組むことができるよう、こうした役割を保育所が担っていく趣旨や意義について、発信していくことも重要としている。

子育て支援に対する年々高まる期待に、納得感をもって保育士が対応していくために、いかにして趣旨や意義を伝えていくかについては、わが国の喫緊の課題といえる。

そこで本研究では、わが国の子育て観の変遷と、保育所保育指針の改定の歴史を整理することを通して、子育て支援と保護者支援の担い手としての保育士の今日的位置づけを明らかにすることを目的とする。

2 方法

地域子育て支援拠点としての役割を担う保育所を中

*鹿児島純心女子短期大学

**佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター

心に、子どもと保護者を取り巻く環境の変化やそれに伴う「社会が要請する保護者との関係」の変遷、子育て支援及び保護者支援が求められるに至る時代の流れを整理する。その際、「保育所保育指針」の改定のプロセスを中心に整理を進める。

3 「保育所保育指針」における子育て支援及び保護者支援の変遷

保育所保育指針とは「保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの」(厚生労働省、2018)である。1965(昭和40)年に策定され、これまでに4回の改定(訂)がなされている。

① 1965(昭和40)年 保育所保育指針策定

時代背景：保育所保育指針が策定された1965(昭和40)年は、高度経済成長期の真っ只中である。高度経済成長による社会経済の変化は、家族構造や機能、子育て環境にも大きな変化をもたらした。家族構造・機能の変化としては、「産業化の進展により、男女の役割分担に基づいた核家族が誕生」し、「夫婦と子どもからなる核家族を一般化させ、夫は外で働き、妻は家庭を守るという男女の役割分担に基づいた典型的な家族像を作り上げていく」(厚生省、1996)こととなった。一方で、新たな労働力として中高年既婚女性が活用され始めた。政府は賃金騰貴を防ぐための追加労働力として中高年女性の労働市場進出を促進させた。それに伴い、保育所は、低所得者対策から高度経済成長を支える労働力を確保するための施設へと転換させられることとなった(金城、2005)。

子育て観：このような時代の流れの中で、保護者の保育需要と社会の保育観には、大きな隔たりがあったことが伺える。中央児童福祉審議会は、国民の保育に関する关心や、保育所の増設・内容の充実を要望する声を受けて、1963(昭和38)年に「保育問題をこう考える」という中間報告を発表し、「保育はいかにあるべきか」を7つの原則にまとめている(以下、「保育七原則」)。「第一原則－両親による愛情にみちた家庭保育」「第二原則－母親の保育責任と父親の協力義務」「第三原

則－保育方法の選択の自由と、子どもの、母親に保育される権利」から読み取れるように、家庭での「正しい愛情を持つ母親」による保育が望ましいとする近代的な保育観が強固である。また、「少なくとも乳幼児期においては、ほかの労働よりも、子どもの保育のほうを選びやすいように、政策の面において配慮すること」を行政にできることと明記していることからも、子どもの保育よりも「ほかの労働」を選ぶ母親への厳しい眼差しが窺い知れる。このような子育て観が土台にあるものの、報告書の中では「保育に欠ける」状況を明確に示し、保育所利用の基準を整理することで、保育を必要としている子どもの入所を促すものとなっている。また、保育所保育について「家庭に変わって子どもの保育を行うのであるから、その内容の充実には努力しなければならない」とし、児童福祉施設最低基準の改善、保母(保育士)の身分制度の確立や養成制度の充実、幼稚園制度との調整などを要求し、保育所保育の充実が図られている。

保育所保育指針の策定：このような社会状況を背景に策定された保育所保育指針は、「厚生省児童課程局から発表された、保育所の内容に関する国の初めての基準」(天野、2019)であった。策定時の保育所保育指針には、「養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある」と明記されており、その後も「養護と教育とが一体的に行われる」ことが、保育所保育の特性として重要なものとされている。

養護の意味合い：策定当時の「養護」の意味合いは、「保育七原則」から読み取ることができる。「第六原則－年齢に応じた処遇」において、乳児期は家庭においては保育されることが原則であり、「それが不可能な場合においても、親密で暖かい養護が与えられる」必要があるとされている。また、「第七原則－集団保育」では、一斉的な保育には限界を設け、「その他は主として養護を主体としたものでなければならず」「家庭において親子関係を実現する時間や、それが不可能な場合にはゆったりとした家庭的処遇の時間が必要」としている。このように、策定当時の「養護」には、家庭保育の代替的な機能としての意味合いがあったと考えられる。

他にも「家庭保育の代替」を想起させる表記が散見さ

れる。「1保育の原理（1）保育の目標」において、「保母の正しい愛情と知性と技術とが個々の子どもに向かられなければならない」とされており、「保育七原則」で最も重要とされている「正しい愛情をもった母親」の保育に代わり、「保母の正しい愛情」を向けることが「保育の目標」の中で述べられている。「1保育の原理（3）保育の環境」においては、「保育室が子どもにとって家庭的な親しみとくつろいだ気持ちで活動できる」場所であるよう努めている。

家庭との関係：家庭との関係においては「3.指導の基本方針〈家庭との関係〉」の中に位置付けられている。以下に原文の引用を示す。

〈家庭との関係〉

- (10) 家庭と保育所との相互の理解を深め合い、それぞれの役割を正しくつかんで、保育を効果あるものとするよう努めること。このため、地域差などに応じて家庭と連携する適切な方法を選び、努めて家庭が子どもの指導について積極的に協力できるようにし、特に、心身の異常など健康のことについては緊密な連絡をとるよう努めること。また、家庭に問題がある場合には、保母はその子どもに対して、特に暖かい配慮を行うよう努めること。

家庭との関係においては、相互理解や連携が謳われてはいるが、家庭側が保母（保育士）の指導の協力を求めるものである。また、「家庭の問題」に対ししては、子どもへの直接支援をもって対応することとしており、保護者への支援の視点は皆無である。

保育士に求められるもの：策定時の保育士と保護者の関係は、当時の「正しい愛情を持つ母親による家庭保育」が重要であるという子育て観の中で、保育所保育は家庭保育の代替的な意味合いを持ち、家庭は代替保育がより効果的になるよう、保母（保育士）に協力をする立場であったと考えられる。また、家庭の問題における保母（保育士）の対応は、家庭支援ではなく、問題を抱える家族の子ども対し、家庭保育に代わって「暖かい配慮」をするという直接支援が求められている。

② 1990（平成2）年 保育所保育指針第1次改定

時代背景：高度経済成長期以降、女性労働者数は増加を続け、女性の就労に対する意識も変化してきた。女性の労働は国際的な性差別撤廃の動きを受けてより活発化していく。1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、1985（昭和60）年に男女雇用機会均等法の制定、1992（平成2）年には育児休業法制定など、法制度の整備も進められていった。一方で、母親による家庭保育を重要視する風潮は根強く、保育サービスの多様化を抑制すべきとの意見も少なからず存在していた。1981（昭和56）年の「幼稚園及び保育所に関する懇談会報告」においては、「教育・保育の責任の所在が、第一義的には両親にあることは、強調しなくてはならない」と述べられており、1987（昭和62）の臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申（抄）」においては、就学前の教育の振興について「乳児期の子どもの豊かな心や母親の母性を育むため、乳児の保育は可能な限り、家庭において行われることが望ましく、父親の積極的な育児参加」が重要であると述べられている。

女性労働者の急増に伴い、保育需要は増加・多様化したが、既存の保育所は量・質ともに対応できずにいた。公的な保育サービスで対応できない状況は、営利無認可施設である通称「ベビーホテル」が担っていたが、杜撰な保育による死亡事故等が相次ぎ、社会問題となつた。「ベビーホテル問題」を契機に、多様な保育サービスを政策として整えていく方向へ舵が切られたが、国家全体の行財政改革の影響を受けて、「育児の責任は親にあり、社会的な保育は必要かつ止むをえない場合に限定することとなり、抑制保育政策が展開された（森田、2001）。

保育所保育指針の第1次改定：このような社会状況を背景に、保育所保育指針の第1次改定は、幼稚園教育要領の改訂に伴い、「教育に関わるものは教育要領に準ずることが望ましい」（1963、文部省・厚生省）として改定がなされた。また、発達に関する研究が進んだことで、子どもの主体性を尊重する保育へと転換がなされた。第1次改定では、「子どもからの出発」「子どもに即する保育」「子どもの視座に立った実践」が強調され（森上、1988），「これまでの保母指導型の保育から百八十

度の転換」(石井, 1900)が必要とされた。

保育所の位置づけ：保育所の位置付けについては、「第1章 総則」において、「保育所における保育の基本」として「家庭養育の補完」という言葉が使われた。「家庭養育の補完」については、当時、2つの解釈がなされた。「健全な心身の発達を図ることを目的としている」を強調し、集団保育である保育所保育は、家庭育児とは異なった独自の保育機能があり、家庭保育の延長上ではないとする見方と、「保育に欠ける」を強調し、「家庭での保護者による養育を欠く子ども」であるため、その養護を保育所で補完するという「家庭保育の代替」的な見方である。第1次改定では、総則の中の「集団の生活」の記述が消えたことにより、「集団保育の意味を欠落させ、家庭育児の延長としての「個」のみが強調されることとなった(村山, 1990)。

家庭との関係：家庭との関わりにおいては「第12章 健康・安全に関する留意事項 8 家庭、地域との連携」にて記載されている。以下に原文の引用を示す。

8 家庭、地域との連携

- (1) 保育所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておく。また、保護者がこれら情報を保育所に伝えるように協力を求める。
- (2) 保育所は、日常、地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるよう努める。また、保母は、保護者に対して、子どもを対象とした地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努める。

家庭との関わりについては、密な連携が重要であるとし、協力的関係性の重要性が謳われている。また「地域社会との連携」が新たに加わり、「保護者に対して」「積極的に参加を指導する」ことが記載されている。地域との連携が謳われた背景には、子どもの養育環境の変化がある。石井(1999)は、「人間的関わりが地域社会の中で相互に認められにくい状況である」とし、「保育所が新しい社会を目指して、社会福祉施設として、失

われた人間的な味わいをもつ例や地域社会の復活、あるいは寄与も行って欲しい」と述べている。

保育士に求められるもの：明確な子育て支援の記載はないものの、人間的関わりが豊かな地域社会の復活に寄与することを通じて、子どもの養育環境の改善を意図しており、地域子育て支援の兆しを読み取れることができる。

このように第1次改定時には、その後の地域子育て支援につながるような記述がみられるが、保育所の役割としては位置づけられてはいない。また、「家庭の母親による保育」が重要であるとする風潮が根強くある中で、保育所保育の位置づけが、策定時同様「家庭養育の代替」と解釈されやすい側面があった。

③ 1999(平成11)年 保育所保育指針第2次改訂

時代背景：少子化をはじめとする、子どもを取り巻く社会問題が、深刻なものとして合意されたのは、1989(平成元年)年の「1.57ショック」と称される、合計特殊出産率が、世界的にも、また国内でも戦後の最低値を記録したことであった(小泉, 2015)。また、少子化対策の本格化とともに、育児の孤立化や育児不安の増加、家庭や地域社会における養育機能の低下が指摘された(杉山, 2021)。国は対応策として、1994(平成6)年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定。具体案として「緊急保育対策等5カ年事業」を示した。以後、「働く女性の就労と育児の両立」を保障するための「子育て支援政策」が展開していき、保育所制度はその中心的な役割を果たすことが求められた(厚生省, 1994)。

子育て観の変革：少子化問題のインパクトは、従来の子育て観や保育観についての変革もたらした。1994(平成6)年には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(文部省・厚生省・労働省・建設省)の中で、「子育てはとかく夫婦や家庭の問題ととられがちではあるが、そのさまざまな制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会の役割でもある」ことが確認された。1998(平成10)年の「厚生白書」では、「子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手でないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼすとされる『三歳児神話』には少

なくとも合理的な根拠は認められない」とし、従来の保育觀を真っ向から否定。子育ては、両親を中心として、地域全体で担っていくものであるという考えを示した。これらの動きに対応すべく、1998（平成10）年に児童福祉法が改正される。第24条では、保育所入所の仕組みについて、「措置制度」から、保護者が希望する保育所を選択することができる「選択利用制」へと改正がなされる。第48条の2では、「保育所は、地域の住民に対し、保育に関し情報提供を行うとともに、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない」とし、保育所における相談機能の強化が図られた。

また、児童に関する認識においても、1994（平成6）年4月に、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が批准されたことによって、改新がもたらされた。

保育所保育指針の第2次改訂：第2次改訂は、「国の保育政策に添うことと、同時に進行してきた幼稚園の教育要領の改定に基づく見なおしも行わなければならない」（石井、2000）という理由から改訂がなされた。子どもの権利条約を受け、「第1章 総則」には、「乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すること」が明記された。これにより保育所は、単に社会や保護者のニーズにこたえるだけでなく、子どもにとって最善の利益とは何かを判断し、それを最優先に捉え、保障していく責務が求められた。また「第12章 健康・安全に関する留意事項」において「7 虐待などへの対応について」が明記され、虐待の早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応が、保育所の業務として位置付けられたとともに、園だけで対応するのではなく、関係機関との連携を図ることの必要性が記載された（増田、2023）。

子育て支援が保育所の社会的役割として求められるようになったことを受け、「13章 保育所における子育て支援及び職員の研修」が明記され、子育て支援が保育士の業務として明確にうちだされた。ここでは「保育所が、通常の業務に加えて、地域における子育て支援の役割を担う」ことが、保育所の重要な役割とされている。

13章は、「1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応」「2 地域における子育て支援」に分けられており、新たに加わった、子育て支援の対象は地域に向けられた

ものとの印象を受ける。実際に、当時の子育て支援は、保育所や児童館内の支援センターが担っていた（大森、2019）。

家庭との関係：入所児童の家庭との関係については、「第12章 健康・安全に関する留意事項」の「9 家庭、地域との連携」に記載されている。記載の内容は、第2次改訂時と同様の文章となっており、協力関係の重要性を明記したものである。また、「第1章 総則」には「家庭養育の補完」が再び記載されており、文言に「協力」が加えられ、「家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完」を行うとされた。これは、「従来の家庭養育を主として単なる補足を考えればよいという捉え方」から「家庭と協力する補完性」に改め、「家庭で親が自信を持って子育てできるような補完的援助としての保育を考えることが大切」であることを強調したものであった（石井、2000）。

保育士に求められるもの：第2次改訂時には、少子化対策から保育觀の転換が迫られた。同様に保育士の業務も、家庭養育の代替的役割から、家庭と協力して子どもの育ちを支えていく役割が求められるようになった。

しかし、入所児童の子育て支援においては、第1次改訂時に記載された多様な保育サービスを項目ごとに整理し、総則の「家庭養育の補完」に「協力」を付け加えるだけにとどまり、家庭養育の代替的な意味合いを払拭するには不十分な印象を受ける。また、第2次改訂時の子育て支援は、保育そのものが子育て支援であり、入所児童の保育を日常教務として、それを地域に広げるという形の子育て支援が展開されている。

一方で、子ども視点からの支援的要請の展開として、子どもの権利条約を受け、権利擁護の役割が加わり、子どもの権利を著しく侵害する虐待への対応が記載される。それと共に保育士によるソーシャルワーク的支援が求められることとなった。

④ 2008（平成20）年 保育所保育指針第3次改定

時代背景：「1.57 ショック」以降、さまざまな少子化対策が講じられるが、合計特殊出産率は減少の一途をたどり、それとともに、子どもと保護者を取り巻く環境の変化が改めて社会問題化された。子育てを社会全体で支援する体制づくりを強化すべく、2005（平成17）

年には「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」を制定。これらに基づいて翌2006（平成18）年に「子ども・子育て応援プラン」が公表された。保育制度のみならず、さまざまな分野に渡って数値目標が設定されたが、保育所も引き続き、次世代育成及び少子化対策を担う中心的な役割として位置づけられた。

保育士の国家資格化：2001（平成13）年には児童福祉法が改正され、保育士が国家資格となった。保育士資格が児童福祉法に規定される名称独占資格となるとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止、自己研鑽の努力などの義務が課せられた。法定化された保育士は、「保育の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とするもの」（児童福祉法第18条の4）とされ、子どもの保育だけでなく、保護者への指導が保育士の業務として規定されている。

保育所保育指針の第3次改定：関係法令等の改正、子どもや保護者を取り巻く環境の変化に対応する目的で、保育所保育指針の第3次改定が行われた。大きな変更点として、「通知」から厚生労働大臣による「告知」となり、法的拘束力をもつものとなった。併せて、大綱化を図り、「基準として規定する事柄を基本的なものにする」とともに、簡潔で分かりやすくすることによって、保育実践に活用しやすい形式となっている。

保育士に求められるもの：改定に伴い、保育所の役割や保育士の業務も整理され、明確にされた。「第1章総則」では、保育所が「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場」でなくてはならないこと、その目的のために「保育に関する専門性を有する職員が、家庭との綿密な連携の下に（略）養護及び教育を一体的に行うこと」を明記している。ここでは、保育士の専門性が強調され、家庭と協働し、連携をとりながら養護、すなわち「子どもの生命の保持及び情緒の安定のために保育士等が行う援助や関わり」が、保育所の特性として明記されている。第1次改定時及び第2次改訂時の際に使用された「家庭養育の補完」の文字は消去され、保育士の専門性から、より積極的な「養護」の在り方がみて取れる。加えて、「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う」とし、

それらの支援は、「倫理的に裏付けられた専門的知識、技術及び判断もった」保育士が、「子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」ことが明記された。

保育指導については、保育所保育指針解説の中で解説がなされている。以下に原文の引用を示す。

コラム：◎ 「保育指導」の意味

子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体をいいます。

このように、「第1章 総則」に、保育所の役割及び保育士の専門的業務として、保護者支援が位置づけられた。そして、「第1章 総則 三.保育の原理」には、保護者支援の目標とその方法が明記される。「保育の目標」には、保護者の「意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を活かして」援助することが記載され、「保育の方法」には保護者の「状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会を捉え、適切に援助すること」が記載された。これらに基づき、「第6章 保育に対する支援」が規定される。

保護者支援：第6章では、保護者支援について、独立した章を設け、保育所の特性を生かした支援や子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力向上に結びつく支援、地域の資源の活用、などを基本事項とし「保育所に入所する子どもの保護者に対する支援」及び「地域における子育て支援」について、それぞれ定めている。第2次改訂時の「保育所における子育て支援」から「保護者支援」に改め、入所する保護者も支援の対象として位置付けられることとなった。

第3次改定では、保育所の役割と機能が社会に認められ、保育所の社会的責任がより大きく示された。それに伴い、保育士の専門性も明確にされ、保護者支援は「保育」と並ぶ重要な業務であると位置付けられた。保育士が独自の専門性をもって、保護者支援を展開して

いくことが、保育士自身にも社会的にも合意され、支援の内容も明確になったといえる。支援の内容に関しては、「保育指導」からみてとれるように、指導的支援・ケア的支援が加わった。

⑤ 2017（平成29）年 保育所保育指針第4次改定

時代背景：少子化や子育ての社会的問題は依然として解決の兆しがみえず、待機児童の増加や児童虐待の増加などの問題も加わり、深刻な情勢が続いている。国は「すべての子どもの育ちと子育てを質量共に社会全体で支えていく」ことを目指し、2015（平成27）年4月に「子ども・子育て支援の新制度」を施行した。「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの柱を打ち出し、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭と子どもを対象として支援を展開した。

保育所保育指針の第4次改定：諸制度や社会的情勢の変化に対応することを目的に、保育所保育指針の第4次改定が実施された。第4次改定時の保育所保育指針では、子ども・子育て支援新制度の施行を背景として、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持つこと、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視した支援を行うとともに、地域社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。

子育て支援：保護者支援については、「保護者に対する支援」から「子育て支援」と名称を改め、第3次改定時と同様に、「子育て家庭に対する支援について基本的事項」を示した上で、「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」と、「地域の保護者等に対する子育て支援」の3項目を記載している。

「1 子育て家庭に対する支援について基本的事項」には「保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努める」ことが明記され、「保護者の子育てを自ら実践する力の向上に資する」具体的関わりが提示されている。「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」については、「保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与する」取組として、「保育の活動に対する保護者の積極的な参加」を促すことが示された。また、外国籍家庭など特別なニーズを有する家庭への個別的な支援に関する事項を新たに記載された。

「3 地域の保護者等に対する子育て支援」については、関係機関等との連携や協働、要保護児童への対応等とともに、保育所保育の専門性を生かすことや保育所がその環境や特性を生かして「地域に開かれた子育て支援」を行うことが示された。

保育士に求められるもの：第4次改定においては、第3次改定の内容を基本的に引き継ぎつつ、より「保護者の子育てを自ら実践する力の向上」を意図した記載が示されている。第3次改定時同様、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点をもち、「子どもの育ちを保護者と共に喜び合う」ことを重視した支援が求められている。子育て支援においては、失われた「地域」の機能や姿を、保育所の特性を生かした取り組みで築きつつ、保護者や地域の子育て力が高まっていくことを支える役割が期待されることとなった。

4 考察

本稿では、子育て支援と保護者支援の担い手としての保育士の今日的位置づけを明らかにすることを目的として、わが国の子育て観の変遷と、保育所保育指針の改定の歴史を検討した。

保育所保育指針が策定された1965（昭和40）年から少子化の問題が顕在化されるまで、保育所保育は家庭保育の代替的な意味合いで理解され、保育士による支援は、保護者に代わり、子どもへの直接支援をもって支援することが求められていた。家庭に代わって保育すること自体が子育ての支援であり、保護者への指導的・ケア的支援は含まれておらず、むしろ、仕事を優先する母親への批判的な風潮も長らく続いていた。

子育て支援が社会的に重要なものとされ、保育所の役割として合意されたのは、少子化問題が契機であった。

初期の子育て支援は、子どもの保育を行うこと自体が子育て支援であり、入所児童への保育を通常業務とし、それを地域に拡大する形がとられた。その後、入所児童の保護者も含め、保育士の専門性を活かした、指導的・ケア的支援が加わった保護者支援が求められるようになる。また、子ども視点からの支援的要請の展開として、ソーシャルワーク的支援も保護者支援に位置づけられた。現在の保護者支援は、保護者自身の養育力向

上を目的として、指導的支援とケア的支援及びソーシャルワーク的支援が求められている。その際、「子ども」の育ちを保護者と共に喜び合う」といった、「共感」や「共有」もって支援する姿勢が重要とされている。すなわち保育士による支援は、「関係による支援」が、その意義であるということができる。また、地域子育て支援においては、最も身近な福祉施設として、失われた人間的関わりが豊かな地域社会の機能や姿を、子育てを通じて築きつつ、保護者や地域の子育て力を高めていくことが期待されており、ここでも「関係による支援」が求められている。

5 終わりに

本稿では、保育士による保護者支援及び子育て支援の意義として、「関係による支援」をみいだした。この「関係による支援」は保護者に次いで日常的に子どもに関わる保育士ならではの独自性ともいえるものかもしれない。今後は、具体的な方法や関係性の質、必要なスキルについても、検討していくことが必要だろう。

謝辞

本研究はJSPS科研費22K18571の助成を受けたものです。

引用文献

- 石井哲夫（1999）保育指針をよりよく理解するために
保育所保育指針解説 フレーベル館,104.
- 石井哲夫（2000）保育所保育指針の内容解説 改訂保育
所保育指針Q&A70 ひかりのくに株式会社,92-93.
- 金城希伊子（2005）女性労働の60年－仕事と子育ての
両立を目指して－
- 小泉莉紗子（2015）日本の保育サービスはなぜ多様化
しないのか－家庭的保育事業と保育所をめぐる政
策過程分析－
- 厚生省児童家庭局（1965）保育所保育指針 戦後保育50
年史第4巻保育制度改革構想 株式会社日本図書セ
ンター,168-171.
- 厚生省（1990）保育所保育指針 保育所保育指針解説
フレーベル館,177-237.
- 厚生省（1994）保育問題検討会報告書 戦後保育50年

- 史第4巻保育制度改革構想 株式会社日本図書セ
ンター,418-426.
- 厚生省（1996）「厚生労働白書（H8年版）
－家族と社会保障・家族の社会的支援のために－」
https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/ 最終閲覧 2023/12/09
- 厚生省（1998）「厚生白書（平成10年版）少子社会を
考える－子どもを産み育てることに「夢」持てる
社会を－」
https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1998/ 最終閲覧 2023/12/09
- 厚生省（1999）保育所保育指針－平成11年改定 フレ
ーベル館
- 厚生労働大臣（2008）保育所保育指針－平成20年告
知 フレーベル館
- 厚生労働省（2008）保育所保育指針解説書 フレーベ
ル館
- 厚生労働省（2017）保育所保育指針（平成29年告知）
フレーベル館
- 厚生労働省（2018）保育所保育指針解説 平成30年3
月 フレーベル館
- 厚生労働省（2021）「地域における保育所・保育士等の
在り方に関する検討会取りまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869392.pdf>
最終閲覧 2023/12/09
- 増田まゆみ（2023）変遷から読み解く保育所保育 保育
指針とこれからの保育実践 保育の友8月号 全国
社会福祉協議会出版部,25-26.
- 文部省初等中等教育・厚生省児童局（1963）幼稚園と
保育所との関係について
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8961&dataType=1&pageNo=1 最終閲覧 2023/12/09
- 文部省、厚生省、労働省、建設省（1994）今後の子育
て支援のための施策の基本的方向について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.htm>
最終閲覧 2023/12/09
- 森田明美（2001）ベビーホテルと育児産業論 現代のエ
スプリ別冊ベビーホテル 至文堂,193-205.
- 森上史朗（1988）乳幼児保育実践研究のすすめ 乳幼児

- 保育実践研究の手びき ミネルヴァ書房,2-5.
- 大森弘子 (2019) 子育て支援を促進する保育者の専門性と力量形成
- 臨時教育審議会 (1987) 教育改革に関する第三次答申 (抄) 戦後保育 50 年史第 4 卷保育制度改革構想 株式会社日本図書センター,333-335.
- 杉山和 (2021) 保育所保育指針における養護と教育の一体性の概念 – 歴史的変遷に着目して –
- 中央児童福祉審議会保育制度特別部会 (1963) 保育問題をこう考える – 中間報告 – 戦後保育 50 年史第 4 卷保育制度改革構想 株式会社日本図書センタ
- ー,151-154.
- 山村祐一 (1990) 改定保育所保育指針における「保育」の位置
- 幼稚園及び保育所に関する懇談会 (1981) 幼稚園及び保育所に関する懇談会報告
<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/da/shiryou/syakaifukushi/167.pdf>
- 最終閲覧 2023/12/09